平成２４年（フ）第７７号
山口県防府市大字仁井令854番地の３　山陽コーポラス307
債務者　清水　光雄
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　　博
4　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目27番10号
債務者　下栗　　明
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本木　順也
4　破産債権の届出期間　平成24年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
奈良県生駒市西菜畑町1114番地２　ふぁみーゆ弐番館110
債務者　深尾　忠央
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三住　　忍
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０９６号
名古屋市守山区西城２丁目８番７号　藤和シティコープ小幡301号
債務者　柴田　　淳
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原　裕臣
4　破産債権の届出期間　平成24年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原1930番地１
債務者　小城　一男
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　紳一
4　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
盛岡市上堂１丁目10番31号　サンプラザ上堂２－Ｄ号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字後268番地1828
債務者　出口　　正
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　隆司
4　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１１０９号
愛知県津島市唐臼町囲外76番地　ふようⅢＢ棟102号
債務者　長尾　　武
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　修一
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５号
山口県防府市鞠生町11―34　ハイツ宮本202、住民票上の住所山口県防府市華浦２丁目９番７号
債務者　竹本　龍夫
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中光　弘治
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
愛媛県四国中央市川之江町2146番地１
債務者　篠原　幹彦
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　陽一
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３７号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉97番地64
債務者　三浦　幸彦
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　破産債権の届出期間　平成24年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
岡山県岡山市北区今保323番地４
債務者　早川　隆之
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿安希子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３９６号
札幌市西区西野１条５丁目４番30―303号
債務者　板場　　武
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　純也
4　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９６号
仙台市青葉区立町22番１号
債務者　窪田　直義
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
福島県いわき市泉ケ丘１丁目33番地の４、前住所福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前172番地の11
債務者　関根　元美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　正之
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
福島地方裁判所いわき支部